

# 地震発生時の対応マニュアル

## 1 大規模地震が発生した場合（震度 4 以上）

- (1) 園児の避難誘導，初期消火や人命救助に全力で取り組む。
- (2) 園児の安全確保や安否確認，地震の規模や被害状況等の情報収集に努める。
- (3) 園舎内外の安全点検を実施し，災害復旧に努める。
- (4) 教職員自身や家族等の安全を確認する。
- (5) 教職員へ緊急連絡し，災害対策に万全を期する。
- (6) 栗原市市民生活部子育て支援課や関係機関への連絡・報告を確実に行う。

## 2 在園中に地震が発生した場合（震度 4 以上）

### (1) 基本的な対応

- ① 自分の身を守らせる。
  - 机の下に身を隠し，机の脚をしっかりと持たせる。
  - 転倒，落下の恐れのある物から離れさせる。
  - 手等で頭を覆わせ，姿勢を低くさせる。
  - 窓と反対側に頭を向けさせる。
- ② 二次被害（火災・爆発）を防止する。
  - ガスの元栓を閉める。
  - 電気製品のコンセントを抜く。
- ③ 大きな揺れがおさまってから避難させる。
  - 周囲の状況，避難経路の安全を確認する。靴や上履きを履いたまま，余震に注意しながら，屋外の避難場所へ避難させる。
  - 火災による煙等を吸い込まないように，ハンカチ等を口に当てさせる。
  - 「押さない！走らない！しゃべらない！戻らない！」を徹底させる。
  - 園内放送，ハンドマイク，メガホン等を活用して，的確な指示・誘導を行う。放送機器が使用不可能の場合は，担任の判断で指示・誘導する。
  - 地震の規模によっては予想以外の事態が発生することもあり得るので，被害の状況に応じて適切な避難場所を選定する。
- ④ 避難完了後に園児の掌握を行う。
  - 園児をクラス単位毎に集合させ，人員点呼及び負傷者の有無を確認する。
  - 電話やファクシミリが可能な場合，被害の状況や負傷者等を市教育委員会へ報告する。

### (2) 園児の安全確保や安否確認，地震の規模や被害状況等の情報収集に努める。

#### ① 園児に負傷者がいる場合

- 救護場所を設定し，養護教諭が中心となって応急手当を行う。
- 負傷の程度に応じて，最寄りの医療機関へ搬送する。

#### ② 園舎内に閉じこめられる等，緊急に人命救助が必要な場合

- 二次災害（火災・爆発・倒壊）に十分注意しながら，救出活動を行う。
- 担架が不足した場合，応急担架を作ったり，複数の人手で搬送したりする。

### (3) 二次災害の防止策

- ① 速やかに幼稚園全体の安全点検を実施し，被害状況を把握するとともに，応急修理や危険箇所にはロープを張る等をして，園児が立ち入らないように措置する。
- ② 火災が発生した場合
  - 園内防災組織（自衛消防隊）により消火活動を行う。
  - 園地内の避難場所が危険な状態に至った場合は，速やかに別の避難場所へ園児を移動させる。

(4) 園児の帰宅・引渡し

① 徒歩通園児への対応

○ 通学路の安全を確認し、安全上の留意事項を確認した後、保護者と連絡を取り、出迎えにより保護者に引き渡す。

② 自家用車・バス通園児への対応

○ 自家用車による送迎で通園している園児は、保護者と連絡をとり、出迎えにより保護者に引き渡す。

3 登降園中に地震が発生した場合

(1) 園児の事前指導

① 徒歩通園者は、速やかに身の安全を確保し、最寄りの避難所へ避難する。

② 避難後、幼稚園に行くか、自宅に帰るか、その場で待機しているか等、身の安全を守る最善の方法を判断し、行動できるように指導しておく。

(2) 園児の状況把握

① 幼稚園に登園してきた園児

○ 登園した園児の名簿を作成する。

○ 保護者に電話で連絡し、引渡方法を協議する。

○ 保護者と連絡が取れない園児は、幼稚園で待機させる。

② 自宅に戻った園児

○ 電話で安否を確認する。

③ 通園経路の安全な場所へ避難した園児

○ 教職員は通園経路や付近の避難場所に出向き、安否を確認する。

4 地震時における教職員の配備体制

区分	地震の規模	職員の対応
警戒態勢	(1) 若柳地区内で震度4以上の地震が観測された時	園長・副園長・主幹・事務長が出勤し、情報収集と安全点検を行う。
	(2) その他特に園長が必要と認めた時	
配備体制	(1) 若柳地区内で震度5弱・5強以上の地震が観測された時	園長・副園長・主幹・事務長・若柳地区在住の職員が出勤し、情報収集及び安全点検・連絡及び応急対策を行う。 その結果について、理事長・栗原市市民生活部子育て支援課へ報告を行う。
	(2) その他特に園長が必要と認めた時	
災害対策本部設置	(1) 若柳地区内で震度6弱以上の地震が観測された時	出勤できる教職員は全員出勤し、直ちに活動が開始できる体制を構築し、情報収集及び安全点検・連絡及び応急対策を行う。 その結果について、理事長・栗原市教育委員会への報告を行う。
	(2) その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合で、被害が甚大と予想される場合に園長が必要と認めた時	
	(3) その他特に園長が必要と認めた時	